



令和8年度 ふるさと×NPO 京どねーしょん  
(京都府ふるさと応援府民協働推進事業)  
新規寄附対象団体の手引



## 目次

1	事業の目的	2
2	事業の概要	2
3	スケジュール	3
4	寄附対象団体の登録要件	3
5	寄附対象団体の登録申請	4
6	寄附募集	4
7	交付金の交付上限額の通知	6
8	交付金の交付申請	6
9	交付対象経費	7
10	交付決定事業の実施	8
11	実績報告書の提出	8
12	交付金の額の確定（精算払）	8
13	個人情報の保護	8
14	留意事項	9
15	お問合せ	10

# 1 事業の目的

「ふるさと×NPO 京<sup>きょう</sup>どねーしょん（京都府ふるさと応援府民協働推進事業）」（以下「本事業」という。）は、府内における諸課題の解決に資する活動を支援するとともに、府民、非営利団体、行政等多様な主体が各々の特性や役割を活かしながら、対等な立場で協力し合う「協働」を推進することを目的としています。

# 2 事業の概要

ふるさと納税制度を活用し、京都府（以下「府」という。）が寄附の受入先となって寄附募集を行います。

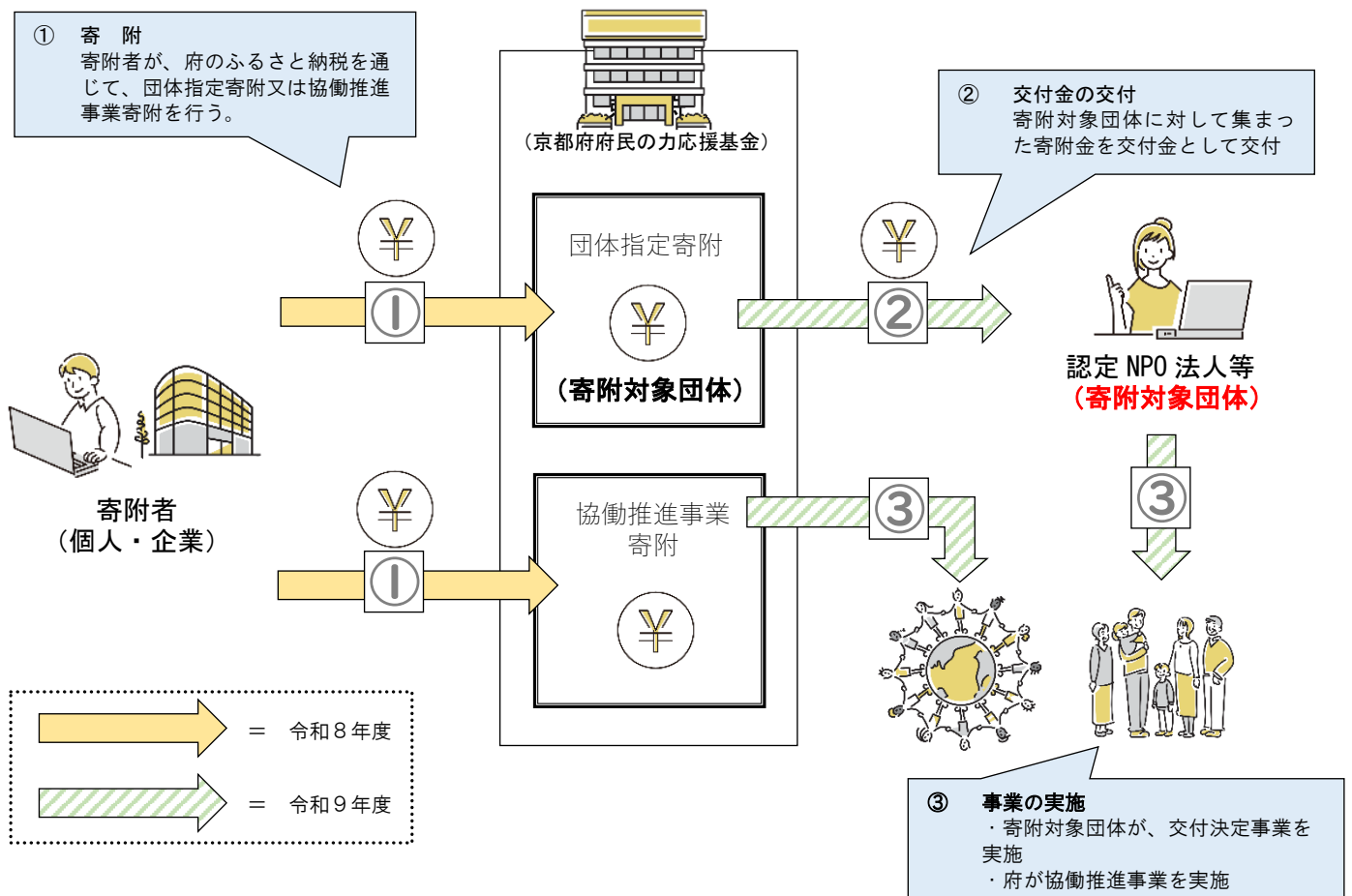
寄附には、一定の要件を満たした NPO 法人を寄附対象とする「団体指定寄附」及び府が実施する協働推進事業に対する「協働推進事業寄附」の2つの方法があります。

集まった寄附金は、「京都府府民の力応援基金」に積み立てられ、寄附対象団体の活動に対する交付金や府の協働推進事業に活用します。

本事業における寄附及び交付金の交付を受けるためには、寄附対象団体としての登録が必要です。

なお、本事業に係る寄附金に対し、返礼品の提供はありません。

## 【事業イメージ】



### 3 スケジュール

年度	内 容	期 間 等	実施主体
令和8年度	寄附対象団体の新規登録申請	令和8年4月20日～5月1日	認定NPO法人等
	寄附対象団体の新規登録	令和8年5月中	府
	寄附募集HP作成	令和8年6月中	寄附対象団体及び府
	寄附募集	令和8年7月1日～令和9年3月31日※ ※寄附募集期間は、通年又は10月～12月の3箇月間のいずれかを選択できます。	寄附対象団体
	概算交付上限額通知	令和9年3月下旬 ※令和8年7月1日～令和9年2月末寄附分	府
令和9年度	交付上限額通知	令和9年4月上旬 ※令和8年7月1日～令和9年3月末寄附分	府
	交付申請	令和9年4月1日～12月28日 ※期間中1回のみ申請可	寄附対象団体
	交付決定	交付申請の受付から、概ね1箇月後	府
	交付金の概算払請求	※必要であれば概算払請求可	寄附対象団体
	交付決定事業実施	交付決定～令和10年3月末	寄附対象団体
	実績報告	交付決定事業完了後、30日以内 又は 令和10年4月10日のいずれか早い日まで	寄附対象団体
	額の確定（精算払）	額の確定から、概ね2週間後に振込	府

### 4 寄附対象団体の登録要件

本事業において、寄附対象として寄附を募り、活動経費とするための交付金を得るためには、まず寄附対象団体としての登録が必要となります。

寄附対象団体は、**次の(1)及び(2)の要件を全て満たしている必要があります。**（実施要領第4条）

なお、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第47条各号のいずれかに該当する団体は、寄附対象団体として登録することができません。（実施要領第5条）

(1) 次のいずれかに該当する団体

ア 認定特定非営利活動法人

イ 特例認定特定非営利活動法人

ウ 府内の地方公共団体から中間支援業務（法第2条別表第19号に掲げる活動に該当する活動を行う。）を通年にわたり受託し、その業務を3年以上実施している特定非営利活動法人

(2) 次のいずれにも該当する特定非営利活動法人

- ア 府内に事務所を有すること。
- イ アに規定する事務所において、週 20 時間以上勤務する有給職員を 1 名以上雇用していること。
- ウ 府内において、過去 1 年以上にわたる活動実績及び今後の継続的な活動の見込みがあること。
- エ 直近の 2 事業年度の活動計算書における経常収益及び経常費用の平均額が、それぞれ 500 万円以上であること。
- オ 法第 29 条の規定により、事業報告書等を遅延なく所轄庁へ提出していること。
- カ 直近の 2 事業年度の事業活動のうち、共益的な活動の占める割合が、法第 45 条第 1 項第 2 号に掲げる基準に適合すること。
- キ 次のいずれにも該当しないこと。
  - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行う団体
  - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行う団体
  - (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体
  - (エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、寄附対象団体とすることが不相当であると認められる団体

## 5 寄附対象団体の登録申請

寄附対象団体としての登録を希望する場合は、京都府ふるさと応援府民協働推進事業寄附対象団体登録申請書兼誓約書（様式第 1 号）に必要事項を記載し、**令和 8 年 5 月 1 日（金）まで**に、京都府文化生活部文化生活総務課のメールアドレス ([bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp](mailto:bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp)) 宛てに添付の上、提出してください。（実施要領第 6 条）

提出の際は、メールの件名を「京どねーしょん 寄附対象団体登録申請（団体名を記載）」としてください。

- ※ 申請書等は原則、メールで提出してください。
- ※ 申請受付後、適宜、府からヒアリングを行うことがあります。

## 6 寄附募集

(1) 寄附募集に係る広報

寄附募集に係る広報は、ふるさとチョイス ガバメントクラウドファンディング®（以下「GCF®」という。）、府 HP (<https://www.pref.kyoto.jp/kyo-donation/>) への掲載、府 SNS※、チラシ配布等により行います。

寄附募集に係る広報資材（サイト掲載用の写真や活動紹介の文面等）については、寄附対象団体から提供いただき、府と寄附対象団体で協議しながら、広報案を作成していきます。

寄附対象団体自らも、団体 HP や SNS 等の活用により、積極的に広報を行ってください。寄附の獲得に当たっては、寄附対象団体自身による広報活動が、大きな力となります。

なお、寄附対象団体が、本事業に係るチラシ等の広報資料を作成する場合は、事前に内容について府に確認を行ってください。

※ 府 SNS アカウント

Instagram : [https://www.instagram.com/kyo\\_donation/](https://www.instagram.com/kyo_donation/)

Facebook : [https://www.facebook.com/kyo\\_donation](https://www.facebook.com/kyo_donation)

## (2) 寄附の申込方法

個人又は企業からの寄附の申込方法は、以下のとおりです。

種別	申込方法	支払方法
個人	ふるさとチョイス ガバメントクラウドファンディング®	クレジットカード払い、Amazon Pay、PayPay、d 払い、au PAY、楽天ペイ、メルペイ、あと払い（ペイディ）、PayPal、au かんたん決済、ソフトバンクまとめて支払い、ネットバンク支払い、コンビニ支払い、ペイジー支払い、郵便振替、銀行振込※ <sup>1</sup>
	京都府電子申請システム	郵便振替、銀行振込※ <sup>1</sup>
	FAX・郵送・メール（寄附申込書送付）	郵便振替、銀行振込※ <sup>1</sup>
企業※ <sup>2</sup>	電話又はメールにより事前に府に連絡	銀行振込

### ※1 銀行振込時の注意事項

- ・ 府外にお住まいの方については、利用できる金融機関が限定されているため、以下 HP から利用可能な金融機関を確認してください。
- ・ なお、近くに該当の金融機関がない場合は、郵便局からの払込を選択してください。

（参考）利用可能な金融機関について（指定金融機関一覧表）府 HP :

<https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/kinyu.html>

### ※2 企業版ふるさと納税の注意事項

- ・ 本社が所在する地方公共団体への寄附については、企業版ふるさと納税の対象となりません。
- ・ 1 回当たり 10 万円以上の寄附が対象となります。
- ・ 寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ・ 本制度の対象期間は、令和 9 年度までの予定です。

## (3) 寄附に対する謝意

本事業において、寄附への返礼品は不可としますが、寄附対象団体は、寄附者に対して紙面、ダイレクトメール、団体 HP 等により謝意を表明するよう努めてください。謝意表明の手法については、問題がないか事前に府に確認してください。

また、寄附対象団体と寄附者の関係づくりや活動のPRのために、**交付金を活用して実施した活動内容を含む事業報告書等をお礼状と一緒に送付することは可能**（令和7年6月24日付け総税市第73号「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて（通知）」問6※）です。

※（参考）総務省HP：[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001016681.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001016681.pdf)

## 7 交付金の交付上限額の通知

府は、個人版ふるさと納税に係る団体指定寄附による寄附金について、寄附対象団体・当該年度ごとに集計し、それぞれの合計額の100分の20を府の事務費等として控除します。ただし、合計額のうち3,000万円を超える部分については、その100分の15を府の事務費等として控除します。

企業版ふるさと納税に係る交付金の交付上限額については、別に定めます。

府は、これらの控除後の金額を交付金の上限額として寄附対象団体に通知します。（実施要領第16条）

## 8 交付金の交付申請

寄附対象団体は、交付金の交付申請をする場合は、次の書類に必要事項を記載し、**令和9年4月1日（木）から12月28日（火）まで**の間に、京都府文化生活部文化生活総務課のメールアドレス（[bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp](mailto:bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp)）宛てに添付の上、提出してください。（実施要領第17条）  
提出の際は、メールの件名を「京どねーしょん 交付申請（団体名を記載）」としてください。

- (1) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業交付申請書（様式第3号）
- (2) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業計画書（様式第3号の2）
- (3) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業収支予算書（様式第3号の3）
- (4) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業口座振替依頼書（様式第3号の4）

※ 申請書類は、原則、メールで提出してください。

※ 交付申請は、期間中に1回のみ可能です。

※ 交付決定後の事業着手が原則ですが、「事前着手届」の提出があれば交付決定を受ける前に事業を始めることが可能です。事前着手の日付は、令和9年4月1日以降かつ交付申請日以降となります。なお、事前着手届を提出されても交付を保証するものではありません。

※ 交付金の交付は、原則精算払ですが、財政基盤が脆弱かつ支払が困難で事業実施に支障をきたす等、正当な理由がある場合に限り、事業を実施するために必要な金額を「概算払請求書」によって府に請求し、実績報告書を提出する前に交付金の概算払を受けることができます。なお、概算払を行った場合は、交付額の確定後に残額を交付します。また、確定額が概算払額を下回った場合は、過払分の返還が必要です。返還が完了できていない場合、翌年度の交付金は交付できません。

## 9 交付対象経費

交付金の交付対象となる経費は、交付申請を行う年度に係る経費とし、**次の要件を全て満たす必要があります。**（実施要領第19条）

- (1) 法第2条第1項に規定する特定非営利活動に該当する活動に係る必要経費であること。
- (2) 寄附対象団体が自主的、自発的に行う事業に必要な経費であること。
- (3) 府内における諸課題の解決に資する事業に必要な経費を含むこと。

上記要件を全て満たしていれば、人件費や家賃等、団体運営のために必要な経常的経費を交付対象経費とすることができます。

### 【対象となる経費の例】

項目	内容
人件費（給料手当等）	事業実施に係る人件費（法人内部の職員）
人件費（臨時雇用賃金）	事業実施に際して臨時的に雇用する職員等への賃金
業務委託費	業務の一部を外部へ委託するための費用
諸謝金	講演料・原稿料・イラストデザイン料等の謝礼金
印刷製本費	パンフレットやチラシ作成費用等
会議費	打合せなどのための会場費等
旅費交通費	交通機関の利用料や出張旅費等
車両費	車両に関する費用全般
通信運搬費	電話、インターネットや郵便等通信に要する費用
消耗品費	少額（10万円未満）の品の購入費用
修繕費	備品や車両等法人資産が破損した場合等の原状回復費用
水道光熱費	電気・ガス・水道代や灯油等の燃料代
地代家賃	建物や土地を賃借した場合の費用
賃借料	機械、車両、事務機器等の賃料、機材等のレンタル料
保険料	各種保険料
研修費	講習会への参加等、事業実施に必要な知識等の習得費用
広告宣伝費	不特定多数の人に対する広報費用
備品購入費	高額（10万円以上）で耐用年数が1年以上の品の購入費用

### 【対象とならない経費の例】

- ・ 飲食を伴う親睦会費
- ・ 経理上、「その他の事業（法第5条第1項）」に該当する経費
- ・ 企業から寄附を受けた場合、その企業（グループ企業等も含む）に対し、代償として経済的な利益となる経費（工事発注や委託業務等）

## 10 交付決定事業の実施

寄附対象団体は、事業計画書（様式第3号の2）に従い、**交付決定から令和10年3月31日（金）まで**の期間において、交付決定事業を完了させてください。

※ 交付決定事業について、やむを得ず、事業内容や収支計画を変更、又は中止（廃止）する場合は、所定の手続が必要となりますので、必ず事前に御相談ください。

また、寄附対象団体は、交付決定事業実施中又は交付決定事業実施後において、寄附金の活用実績や交付決定事業実施状況等を広く情報発信してください。

## 11 実績報告書の提出

寄附対象団体は、**交付決定事業完了後、30日以内 又は 令和10年4月10日（月）のいずれか早い日まで**に、次の書類に必要事項を記載し、京都府文化生活部文化生活総務課のメールアドレス（[bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp](mailto:bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp)）宛てに添付の上、提出してください。（実施要領第24条）

提出の際は、メールの件名を「京どねーしょん 実績報告（団体名を記載）」としてください。

- (1) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業実績報告書（様式第6号）
- (2) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業報告書（様式第6号の2）
- (3) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業収支決算書（様式第6号の3）

※ 実績報告書等は原則、メールで提出してください。

## 12 交付金の額の確定（精算払）

府で実績報告書等を審査した後、交付金の確定額を文書で通知するとともに、交付を行います。

※ 原則は、事業完了後の精算払です。実績報告の提出後、交付金額が確定されてから、概ね2週間で指定の口座へ振り込みます。

## 13 個人情報の保護

府は、寄附者が同意した場合に限り、寄附者の個人情報を寄附対象団体に提供します。（実施要領第13条）

寄附対象団体は、事業を行う上で知り得た個人情報については、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うものとし、定められた目的（お礼状や今後の活動案内の送付等）以外には使用してはいけません。

また、事業期間中及び事業終了後においても、第三者等に当該個人情報を洩らしてはいけません。(実施要領第 30 条)

## 14 留意事項

- (1) 寄附対象団体が公設の市民活動センター等の指定管理者である場合、交付対象事業となるのは、指定管理業務以外の自主事業部分のみとなります。申請内容によっては、その事業が自主事業であることを示す資料の提出を求める場合があります。
- (2) 寄附対象団体の登録期間は、寄附対象団体の登録の通知日が属する年度を初年度とし、当該通知日から起算して、当該年度を含めて連続する3箇年です。令和8年度中に登録した場合、令和10年度末までが登録期間です。(実施要領第7条)
- (3) 寄附金の受領は、府が行います。(実施要領第11条)  
寄附対象団体が直接寄附金を受領すると、寄附者は、ふるさと納税としての税の控除が受けられなくなるため、御注意ください。
- (4) 寄附金受領証明書は、府が寄附者宛てに発送します。(実施要領第12条)
- (5) 交付決定事業が適正に遂行されているかを確認するため、府が現地調査を行うことがあります。(実施要領第20条)  
現地調査にあたっては、府は一切の制限を受けず、必要と判断する範囲で行います。また、その結果、遂行状況が適正でないと認められた場合には、交付金の全部又は一部を返還いただきます。
- (6) 寄附者に特別な利益が及ぶような対応は行わないでください。内容により、交付金の全部又は一部を返還いただきます。(例えば、「寄附者自身が寄附対象団体の正会員であり、寄附によって会費の減額を受ける場合」や、「寄附者自身が代表を務める法人に、交付金を財源とした事業を発注する」など)
- (7) 寄附金の募集や交付決定事業の実施に当たり、寄附対象団体が府に提供する写真等のデータについては、府が本事業の広報等の目的でこれを使用することについて許諾を得たものとしします。
- (8) ふるさとチョイス GCF®は、All-in方式(目標金額を達成せずに終了した場合でも、集まった寄附金を受け取ることができる方式です。ただし、集まった金額に関わらず、募集の際に掲げた活動内容を実施する必要があります。)で実施します。  
なお、ふるさとチョイス GCF®のプロジェクト募集期間は、原則90日間のルールがありますが、募集終了次第、都度期間を更新することで、通年の募集に対応することとしています。
- (9) 本事業における府からの交付金は、財源が個人又は企業からの寄附金であるものの、「国等からの補助金(法第45条第1項第1号)」としての取扱いとなり、認定NPO法人の認定更新に係る基準であるパブリック・サポート・テスト(PST)上の「寄附金」には該当しませんので御注意ください。
- (10) 提出された書類等は、原則として情報公開の対象となります。

## 15 お問い合わせ

京都府文化生活部文化生活会務課府民協働係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 旧本館1階

電話：075-414-4210

FAX：075-414-4230

メール：[bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp](mailto:bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp)